



新たな助成金が創設されます!! 【出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金】

育児と仕事の両立を支援するため、2025年より「出生後休業支援給付」と「育児時短就業給付」の新たな制度が導入されます。本制度は、出産後の育児休業取得や短時間勤務を選択する方々の経済的負担を軽減し、育児しやすい職場環境の整備を目的としています。

出生後休業支援給付金

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)、14日以上の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」が支給されます。

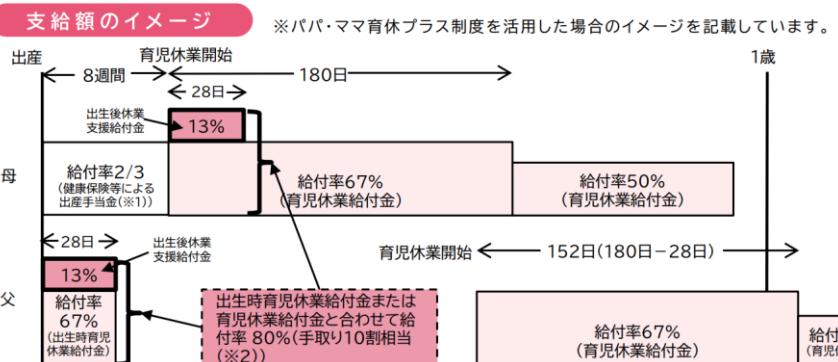
対象者

- ・(男性)子の出生後8週間以内に14日以上の育児休業を取得している被保険者
- ・(女性)産後休業後8週間以内に14日以上の育児休業を取得している被保険者

給付内容

最大で28日間、それぞれで休業開始前賃金の13%に相当する額が支給されます。現行の「育児休業給付金」および「出生時育児休業給付金」(67%)と合わせると合計80%となり、給付金には社会保険料がかかるため、育休前と同額の手取り収入(10割相当)が補償されることになります。

支給額のイメージ



Q&A

Q: 配偶者が専業主婦(主夫)でも対象になりますか?

A: この給付制度では、配偶者の就業状況や育児休業の取得状況は支給要件に含まれていませんので、申請者本人が要件を満たしている場合には支給されます。

育児時短就業給付金も創設されます

子どもが1歳未満の間に週20~30時間の短時間勤務を選択すると賃金の10%(最大6ヶ月)が支給されます。育児休業給付金と併用で最大80%補償、社会保険料免除で手取り維持が可能。

詳しくは、担当までご連絡ください



⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>

その他トピックス

●**育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変更**

保育所等の利用を申し込んだものの、入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより育児休業延長の要件を確認していたが、申請者が職場復帰の意思を持ち、保育所等の利用申し込みをしていることをより具体的に確認するため令和7(2025)年4月より、新たに以下の書類が必要となる。

- ①育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ②保育所等の利用申し込み時の申込書の写し
- ③保育所等の利用ができない旨の通知書

⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html?utm_source=chatgpt.com

●**自己都合退職の給付制限期間が短縮**

2025年4月1日から、自己都合退職者に対する失業手当(基本手当)の給付制限期間が現行の2か月から1か月に短縮される。

さらに、離職前の1年以内、または離職後に厚生労働省が定める教育訓練を受講した場合、給付制限期間が解除され、7日間の待機期間終了後、すぐに失業手当を受給できるようになる。ただし、5年以内に3回以上、正当な理由のない自己都合退職をした場合、給付制限期間は3か月となる。

⇒https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001253533.pdf?utm_source=chatgpt.com

サポートいたします

【2025年4月施行】育児介護休業法が改正されました。

「育児・介護休業規程」の改定はお済みでしょうか?

未対応の場合、弊社で改定を承ります。法改正に対応した適切な整備をサポートいたしますので、お気軽にご相談ください。

無料オンラインセミナーを開催します

2025年問題とは？中小企業に与える影響と対策

2025年問題(超高齢化社会を迎えることで、医療、介護、経済に影響を及ぼす問題のこと)の基礎知識をはじめ、中小企業が備えておくべきことまで幅広く取り上げます。「社会の変化の中で、自社はどのように立ち向かうべきか」という視点では是非ともご参加ください。

自社の人事戦略に活かすヒントにしていただければと思います。

★開催日 令和7年2月下旬(詳細が決まり次第、改めてご案内いたします)

★対象 中小企業経営者/人事担当者

※特にシニア人材(50~60代)の活かし方にお悩みの企業様

★受講料 無料

★開催形式 オンライン(zoom)開催

※お申込みいただいた方に当日のセミナーURLをご案内いたします。

★問合せ先 : info@egaoworklabo.or.jp (担当:上田)



「今月の無料相談会」

開催場所	日時・場所	備考
京都	開催なし	※次回3月の開催予定は3/6(木)13:00~17:00
大阪	日時：2/7 (金) 13:00-15:00 場所：グランフロント大阪 北館7階 「ナレッジサロン」プロジェクトルームB	お気軽にお越し下さい。 (事前のご予約は不要ですがご予約いただいたお客様優先でのご対応となります。)
東京	日時：2/20 (木) 10:00 - 17:00 場所：ビジネスエアポート東京	※要予約になります。 事前に下記問合先までご連絡下さい。